

厚生労働大臣が定める手術に関する当院の実績
(2024年1月1日～2024年12月31日)

(1) 区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	17
イ	黄斑下手術等	91
ウ	鼓室形成手術等	11
エ	肺悪性腫瘍手術等	18
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	302
(2) 区分2に分類される手術		件数
ア	靱帯断裂形成手術等	67
イ	水頭症手術等	11
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	3
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	33
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	4
(3) 区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種腎移植術等	0

(4) 区分4に分類される手術		件数
	胸腔鏡下、又は腹腔鏡下による手術	781
(5) その他の区分		件数
ア	人工関節置換術	154
イ	乳児外科施設基準対象手術	8
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	73
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	331
オ	経皮的冠動脈形成術	53
	急性心筋梗塞に対するもの(再掲)	4
	不安定狭心症に対するもの(再掲)	9
	その他のもの（再掲）	26
	高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの（再掲）	14
	エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの（再掲）	0
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	215
	急性心筋梗塞に対するもの(再掲)	48
	不安定狭心症に対するもの(再掲)	26
	その他のもの（再掲）	141
	高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの（再掲）	0
	エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの（再掲）	0

※医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む）に掲げる手術